

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成30年6月6日（水）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 高 山 光 明（さいたま地方裁判所第1刑事部部総括判事）

裁判官 尾 池 悠 子（さいたま地方裁判所第1刑事部判事補）

検察官 北 嶋 良 蔵（さいたま地方検察庁検事）

弁護士 岩 本 憲 武（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 30代 女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 30代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 50代 女性（以下「7番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

私は、司会を務めさせていただきます、さいたま地方裁判所第1刑事部部総括判事の高山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。さて、本日はお忙しい中、裁判所にお集まりいただき、本当にありがとうございます。裁判員裁判が始まりまして、9年程経ちますが、これまで埼玉でも多くの裁判員裁判を実施してきました。ただ、9年といってもまだまだできたての制度と思っております。皆様方の御意見を参考にさせていただきますして、より良い裁判員裁判制度を作っていくという使命がございます。どうぞ忌憚のない御意見をお願いします。今回は5名の方にお越しいただきました。

まず、皆様方が実際の裁判員裁判でどのような事件を担当されたかということをお私から簡単に御紹介させていただきます。まず、1番さんです。事件名としては、強盗致傷、銃刀法違反の事件です。内容を簡単に御紹介いたしますと、お店の駐車場で共犯者と一緒に被害者に対してたばこの火を押しついたり、殴ったり、蹴ったり、更にはナイフを突きつけたりして現金などを強盗して、その際に被害者が怪我をしたという事件です。審理日程は4日間と聞いております。それから、2番さんは、これはある意味では裁判所にとっても衝撃的な事件でしたが、事件名は殺人未遂、銃刀法違反という事件です。裁判所の玄関前で離婚無効確認訴訟の相手方である元妻に対して殺意を持って包丁で多数回、首などを刺し、幸い未遂に終わった事件です。審理日程は5日間と聞いております。それから、3番さんは、事件名は、住居侵入、窃盗、それから現住建造物等放火という事件です。窃盗の目的でアパートの一室に入りまして、そこで腕時計などを盗み、更に犯罪の痕跡を隠そうとアパートに火をつけ、アパートの一室を全焼させた事件です。審理日程は4日間と聞いております。1番さんから3番さんは、基本的には被告人が罪を認めている事件と聞いておりますが、これから御紹介する6番さん、7番さんの事件は、要は自分はやっていないと主張している事件となっております。6番さんの事件は、被告人が外国人で、事件の数

も多く、審理日程も長く、事件名は大まかには窃盗と強盗致傷です。内容は、氏名不詳者と他人の家に侵入して、窃盗をし、更に帰宅をした被害者の女性に対して暴力を加えて、包丁を示すなどして現金などを強盗して、その際に被害者が怪我をした事件です。いずれも被告人は自分はやっていないと言っていたようで、これらの事件に関しては結論的には有罪だったわけです。他の窃盗の事件では、検察官は盗んだものを被告人が持っていて、保管したという主張もしたようですが、こちらの事件につきましては、無罪になったと聞いております。それだけではなくて、この被告人は他に色々やっけていまして、警察の留置施設で留置されていた人を殴った事件が2件あり、更には警察の留置施設内で警察官に対して暴力を振るって公務執行妨害をした事件が3件ありまして、そのうちの1件は警察官が怪我を負った事件です。日程的にはかなり長く、13日間の予定を組んで審理をしたと聞いております。それから、7番さんの事件ですが、暴力団の抗争事件で、被告人が5人おりまして、内容としては、拳銃を実弾と一緒に所持をして、その上で一般の方が通る公道から対立する暴力団の会長の家に拳銃を発砲したということで、拳銃発射罪という事件でした。こちらの実行犯である、実際に拳銃を発砲した人はいいとして、それ以外の4人に関しては、自分たちは関与していないと主張してまして、いわゆる法律的には共謀といいますが、実際に拳銃を発砲した実行犯と意思を相通じて犯罪を犯したかどうか争点になったと聞いております。日程もやはりこちらも結構長くて、予定としては14日間の日程を組んだ事件と聞いております。

それでは、私から皆様方に御質問をさせていただきますが、最初に実際の法廷でのやりとりについて皆様方の御意見をお聞かせいただこうと思っております。実際の審理におきましては、特に検察官と弁護人が皆様方に自分たちの主張をしっかり理解していただく必要があるということで、双方色々なことをお考えになって、皆様方に理解していただくように一生懸命努力をされているわけです。そこで、最初の審理に当たりまして、法廷で裁判長が被告人に名前や年齢を確認した上で、検察官が起訴状を読み上げます。その上で裁判長が被告人に罪は間違いないかというこ

とを聞いた上で、弁護人にも同じような質問をします。それが終わった後にそれぞれ検察官と弁護人がこの事件において自分たちの主張は大体こういうものであると、大体の事件の全体像を皆様方にペーパーなどをお配りして説明をしたかと思います。こちらが冒頭陳述というものになりますが、こちらについて分かりやすかったかどうかお聞きします。1番さん、どうですか。

1番

分かりやすかったです。

司会者

最初に検察官、それから弁護人が冒頭陳述をしたようですが、どちらが良かったとかありますか。

1番

どちらも良かったです。

司会者

1番さんの事件は、登場人物が何人かいましたか。

1番

はい。3人です。

司会者

人物関係なんかを把握するに当たって、分かりやすかったですか。

1番

はい。AとBとに分けていただいて、分かりやすく書いてありました。

司会者

2番さん、どうでしょうか。

2番

分かりやすかったです。検察官、弁護人両方とも資料に沿ってお話をされました。

司会者

最初に、カラーコピーで作ったものを渡されて、それを適宜参照しながら説明さ

れたかと思いますが、分かりやすかったですか。

2 番

資料に基づいて何十年前の出来事を時系列に沿ってお話されていましたが、分かりやすかったです。

3 番

私もとても分かりやすかった記憶があります。検察官には資料を出していただいて、弁護人はパワーポイントか何かで説明されたかと思います。ただ、一番最初のところで、裁判自体が分かっていないときに、弁護人が身振り手振りのパフォーマンスで話をされたので、何かテレビドラマを見ているようで驚いた記憶があります。ああいう感じなのですか、と裁判官にお聞きして、最近そういう方もいます、という答えだったので、ああ、そうなんだと思いましたが、私的には逆に印象としてはあまり良くなかったです。

司会者

6 番さん、どうでしょうか。

6 番

私の事件も時系列が結構複雑というか、何か所かで窃盗や強盗致傷をやっていて、しかも全部否認していたので、時系列を整理するのが非常に難しい事件でした。ただ、その点において検察官が作成したカラーの資料がとても整理されていて、非常に分かりやすく、評議中も自分の中で頭を整理するのにその資料を使っていました。

司会者

弁護人が作成したものはいかがですか。

6 番

弁護人が作成したのは、もしかしたら立証構造の違いかもしれないですが、箇条書きで被告人がやっていないという事実を述べるだけで、特に時系列についてのまとめというのは記載されていないので、あまりそれを評議中に参照する機会というのはなくて、検察官の資料を中心にしながら考えていました。

司会者

確かに先ほど申し上げましたが、時系列がとても多いので、そういう資料がないと本当に証拠調べでも頭が混乱するかもしれません。ちゃんとした資料が前もってあって良かったというところでしょうか。7番さん、いかがでしょうか。

7番

私の事件は、被告人が5名だったこともあって、時系列で5人分見る感じでしたので、接点と照合するのが大変でした。それと、初めに検察官から提出された資料がとても厚く、この案件をこれから私たちがやるのかと思うととても重圧を感じたのですが、一つ一つやっていこうという気持ちにはなりました。弁護人は先ほど言われたように抑揚をつけた表現で一番初めに言葉にされたので、これは騙されないという感じで私たちは進めた気がします。

司会者

確かに7番さんの事件は被告人の数が多いですし、事件関係者など色々な情報もあって、なかなか整理するのは本当に大変だと思います。

では、次の質問は、被告人質問や証人尋問についてです。特に6番さん、7番さんの事件はかなり多くの証人尋問をやっておりますし、1番さんから3番さんの事件でも証人尋問があったと思いますが、証人尋問や被告人質問が分かりやすかったかどうか、あと時間的にも無駄に長かったとか、あるいは逆に短か過ぎたとか、あるいは質問の意図がよく分からなかったとか、そのような御指摘がありましたら教えてください。では、まず自白事件からということで、1番さんから何か被告人質問や証人尋問について気になることはありましたか。

1番

特にないですが、質問に対しては分かりやすく答えていたと思います。

司会者

2番さんはどうでしょうか。

2番

質問の意図はとても分かりやすかったのですが、答える方が、少し声が聞こえづらかったです。裁判官がもう少しはっきり言ってくださいねと言っていました。そこだけが少し気になりました。

司会者

3番さんはどうでしょうか。

3番

被告人がとても若い方だったので、色々な質問に対してうまく答えられていない部分があったのではないかと感じました。全てについて今の時点で反省しています、ということばかりを言っていました。我々も質問することができる場面があったので、私も勇気を出して質問しましたが、若干質問と答えが違うというか、聞いた内容に対しての答えではなく、私もそれ以上は突っ込んで聞けなかったので、私も反省しているところがあります。

司会者

6番さんの事件は、被告人が外国人ということもあるので、通訳が当然間に入ることになりますが、その点も含めて何かありますか。

6番

通訳が入るので、審理がとてもゆっくり進む形になるのですが、複雑なところを裁判員が把握する上ではゆっくり進んだ方が逆に把握しやすかったというのはあると思います。ただ、被告人が弁護人と打合せしていないことを色々と突然発言したり、質問したりということがあったので、審理としては途中で紆余曲折し始めたということもありました。

司会者

証人尋問についても当然通訳が間に入るわけですが、証人尋問のところはいかがですか。分かりやすかったですか。

6番

はい。検察官も弁護人も明確で、質問の趣旨も分かりやすかったです。証人もそれ

ぞれ、検察官側が多かったですが、皆さんしっかり打合せされて明確に答えられているというのは分かりました。

司会者

7 番さんはいかがでしょう。

7 番

証人尋問については、証人がどうしても被告人と顔を合わせたくないということで、法廷に入るときにパーティションをして、退出した後にまたパーティションを移したりして、パーティションをがたがたとやるのがタイムロスのような気がしました。あと、証人尋問について証人が暴力団関係者なので、拒否、黙秘が多かったように思います。法廷に来るのも、とても大変な思いで来たのだらうなと思いました。あと、被告人の方々については、やはりその道の方々なので、1 点を見詰めているので、そのときに証人の方で知っている方が出たときに少し顔がほころんで、顔の表情が緩やかになる場面があったので、そういうところは見逃さないようにしようと思って見ていました。

司会者

先ほどのパーティションのお話ですが、こちらについては裁判所も少し時間のロスがあるのかなというところではあるので、一生懸命工夫して、何とかできる限り短くしようとしているところではありますが、なかなか難しいところがあります。先ほど証人の方が黙秘したという話もありましたが、やはり答えられないという場面もありましたか。

7 番

ありました。

司会者

暴力団の抗争事件ということで、恐らくかなり厳重な警備を組んだ、大変な事件であったと思います。

それでは、次の質問ですが、証拠調べが終わると、検察官と弁護人が論告と弁論と

いう形で最終的な意見を述べます。論告ですと、検察官が被告人はこういう理由で有罪であって、こういう理由で被告人の責任は重いと、したがって被告人は例えば懲役10年が相当であるとか、そういうようなことを述べます。弁護人は、被告人はこういう理由で無罪であるとか、あるいはこういう理由で被告人の責任はそれほど重くないとか軽いとかいうことで、場合によっては被告人の刑としては、先ほど検察官は懲役10年と述べたけれども、弁護人としては、例えば懲役5年ぐらいが相当であるとか、場合によっては執行猶予という形で社会に復帰させてもらいたいというようなことを最後に述べる、いわゆるファイナルスピーチといいますか、それが論告と弁論なのですが、これは検察官と弁護人のある意味では晴れ舞台ということになるかもしれません。こちらについては、皆様方はどういう印象をお持ちになりましたか。1番さん、お願いします。

1番

双方言っていることは分かるけれども、という感じです。

司会者

けれどもとおっしゃったのは、どちらかの方が何となく良くなかったということですか。

1番

検察官の方が弁が立っていました。

司会者

2番さん、どうでしょうか。

2番

弁護人の話の仕方が被告人の心に訴えかけるような話の仕方で、被告人の息子さんの手紙には、息子さんからお父さんに対して何か恩を仇で返すような感じで書いてあって、そういう話をされて、その話し方とかを含め、あまり感情的になったらいけないですが、被告人が気の毒になってしまいました。

司会者

3 番さん、いかがですか。

3 番

とても分かりやすかったのですが、若気の至りみたいなのところが見えていたもので、それについてかなりみんなが悩んだのではないかなということをととても覚えています。

司会者

それは、弁護人から若気の至りという主張がなされたということですか。

3 番

若くて未熟だからみたいな表現がかなりあったと思っています。

司会者

1 番さん、2 番さん、3 番さんの意見は基本的に被告人が罪を認めている事件でしたが、6 番さん、7 番さんの事件は被告人が罪を認めていない事件なので、検察官や弁護人の論告、弁論の仕方も大分変わってくる感じがします。では、6 番さんの事件は論告、弁論はいかがでしたか。

6 番

情状面での争いはなく、犯人性という部分で、それまで自分も十何日間ずっとやってきて、色々頭の中が整理できていないところもあったので、最後に当事者がしっかり自分たちの主張がこうであると明確にさせていただいたので、最後に頭を整理するという意味では良かったです。しぐさとか語り口調とかという点では、あまり印象には残っていないですが、明確にまとめていただいたという印象はあります。

司会者

検察官からも弁護人からも資料は渡されたのですか。

6 番

はい。

司会者

7 番さんも同じように被告人 5 人のうち 4 人は罪を認めていない事件でしたが、

いかがでしたか。

7 番

争点は、共謀か否かだったので、論告のときに検察官から資料を改めて提出されて、時系列もきちんとこちらでも目を通すことができたと思っています。弁護人の弁論も共謀ではないということを主張されて、ぶれずにそのまま通されたことによって、私たちも改めて整理できたように思っています。明確でした。

司会者

要は論告と弁論を最終的にしていただいて、評議の際は基本的には検察官と弁護人がどういう主張をしているか、そのところをしっかりと踏まえた上で最終的な結論を決めていくことになります。実際に検察官や弁護人が論告や弁論で立証したものが評議にどこまで役に立ったか、先ほどの話ですと、事実を整理するに当たって非常に良かったという話もありましたが、率直な御感想をお聞かせいただければと思います。まず自白事件ということで、1 番さんは評議の際に検察官、弁護人の論告、弁論というのは役に立ちましたか。

1 番

はい。

司会者

それぞれ被告人の責任は、こういうポイントがあって、とかいう形でお話をされたかと思いますが、そちらは分かりやすかったですか。

1 番

そうですね。結構分かりやすく箇条書きで書いてあって、項目ごとに整理することができたのは良かったです。

司会者

特に事実関係に争いがない事件では、被告人を懲役何年にするかというところが一番大きなポイントになってくるのですが、そのときに例えば検察官が懲役 5 年なら 5 年という形で求刑をするわけですが、その場合に、その中の具体的な根拠など、

例えば量刑のグラフに言及されるとかありましたか。

1 番

はい。グラフを見ながら似たような事件と照らし合わせながら検討しました。

司会者

特に論告の際は、何かこういうグラフで行うとか、説明はありましたか。多分評議の際には色々なグラフを見たと思いますが、求刑の根拠がよく分からないとかありましたか。

1 番

前科があったので、話し合いながら結論を出しました。

司会者

分かりました。では、2 番さん、どうですか。論告と弁論の関係が評議にどのような形で影響しましたか。

2 番

特に何か困ったとか、一切なかったです。

司会者

では、3 番さん、どうですか。

3 番

懲役何年と決めるに関して、グラフも見せていただきました。ただ、あまり類似的なものがなかったような記憶がありますが、こういう事例で何年だからと話し合いました。

司会者

6 番さんの事件は、先ほど論告、弁論は分かりやすいという話がありましたが、確かに有罪になっている事件もあれば、無罪になった事件もあるということで、検察官の論告や弁護人の弁論が皆様方の御意見にどのように影響しましたか。

6 番

論告、弁論の前に証拠調べがあつて、その時点である程度の心証が取れたので、最

後の論告，弁論では主張がどれだけまとまっているかということと，またそこで弁護人の資料を改めて見る機会があったので，もう一度どちらに動くかという自分の心証を改めて見直すきっかけにはなりました。

司会者

7番さんも同じように，最終的には有罪になったということですが，決定的な争いがあり，先ほど論告，弁論が分かりやすかったという話も出ましたが，実際に評議の際にも役に立ちましたか。

7番

論告，弁論が終わってから私たちは4日間評議しました。本当に暴力団自体がよく分かっていませんでした。論告の内容と，検察官か裁判官が作ってくれたのか分からないですが，暴力団の組織図を見せていただいて，過去の量刑グラフを見て，過去の事例がこれぐらいの銃刀法違反の事件だったら，所持，発砲がこれぐらいの刑になります，という過去の事例を見せてもらって，その都度評議を繰り返して，3日間ぐらいしたような記憶があります。

司会者

確かに暴力団というのは，かなり特殊で全く知らない世界なので，そこは恐らく検察官がきちんと立証したのではないかと思います，そこも良かったということでしょうか。

では，次に証拠について伺います。今回の事件に関しては恐らく遺体写真などはなかったと思いますが，2番さんが担当された殺人未遂事件は首の辺りに相当な傷があったのではないかと思います，写真を実際に法廷では御覧になりましたか。

2番

防犯カメラの映像で襲われた瞬間が一番衝撃的でした。その他は問題ありません。

司会者

傷跡に関しては，写真ではなくてイラスト化した図面だったと思いますが，実際に殺人未遂行為に使われた包丁自体は法廷で御覧になりましたか。そちらを見て気

持ちが悪くなったということはありますか。

2 番

ありません。

司会者

今お話が出たように、気分的につらかったのは、実際の防犯カメラに映っている犯行の状況の方でしたか。

2 番

はい。

司会者

他の方は、それほど衝撃的な証拠はなかったと思いますが、実際に証拠を御覧になって、不愉快だったとか、気持ちが悪くなったとかありましたか。あと、証拠をたくさん見せられてよく分からなかったとか、逆にこの証拠は要らないのではないか、あるいは逆にこの点の証拠は欲しかったけど、そこはなかったから結局よく分からなかったなど、証拠に対する御意見はありますか。

1 番

証拠調べのときに防犯カメラでナイフを持っているところを見せられたのですが、暗くて私には分からなくて、ただ、本人は認めていたので、そうなのかと思いました。

6 番

DNA鑑定について争われまして、DNA鑑定をする専門家がいらっしゃって、化学式など細かい専門的な話をずっと法廷で話されていて、正直非常に分かりにくかったです。

司会者

専門用語もたくさん出てきたわけですか。

6 番

はい。DNAのグラフを照らし合わせて、これが合ったらこうなるとかを午後の

証拠調べでずっとしていたので集中力を保つのが厳しかったです。

司会者

DNA鑑定は、専門家の証言によってどういう点を立証するのかというところをもう少し分かりやすく、あるいはどこが一番の争点かというところを明確にして、そこに絞って説明をするという方法もあったかもしれないですね。

7 番

被告人が銃を車のシートの下に隠したという話が出ていて、実際には、シートに手を入れて銃を触るということは隣の運転手にしてみたら絶対不可能な行動であるということを誰が聞いても分かっていたのですが、それを実際にやらせてみたら良かったのではないかと思います。被告人はできるはずだと言っているのに、実際に車のシートを持ってきて座らせて、こういう姿勢を取ったんです、ということを実際にやってみることはできないのかなという話がありました。

司会者

写真だけではやはり分かりにくかったということですかね。シートを法廷に持ち込んで実演することが実際に可能かという問題はあるかもしれませんが、一つのお考えとして確かにそれができれば分かりやすかったということですね。

では、次の質問に進みます。評議の話も出てきておりますが、評議ということになりますと、ある意味これは検察官や弁護人の意見を踏まえて裁判官が司会を進行しまして、皆様方の意見を自由に思う存分言っていただいて、それをうまくまとめて最終的な結論に至るという、そういう作業になります。ある意味では裁判官、特に司会の人腕の見せどころと言えるかもしれません。まず、皆様方が自分の意見を自由に言うことができたかどうか、1 番さんからお願いします。

1 番

気になったことは言えたと思います。

2 番

裁判官が話を振ってくれました。ただ、それがなければお話される方は結構決ま

ってくるので、その方ばかりが話をしてしまうと、結果が多分大きく左右されると思いました。他の方が言えるように司会の方に振ってもらわないとその人の意見に引っ張られる形になると思いました。

司会者

確かに、私も経験で特定の方だけが発言をしたということがあって、そういうときには他のあまり発言されない方にいかに意見を伺うかということを考えながら司会をしています。そうしないとみんなで議論したことになりません。

3 番

私たちの事件も均等に振っていただいたので、割と積極的に発言をしました。

6 番

自分の事件も裁判長がしっかりと均等に意見を振る雰囲気を作られていたと思います。他の二人の裁判官も場を和やかにして、みんなが発言しやすい雰囲気を作ってくださいました。

7 番

私も裁判長が進行されて、他の裁判官の方々がフォローしてくださったりして皆さん、積極的に意見を述べていました。

司会者

評議につきましては、裁判員の皆様方に本当に自由に発言していただくことになるわけですが、法律的なことになりますと、やはり裁判官の方でしっかり皆様方に御理解をしていただく、そういう責務が我々裁判官にはあります。特に今回の事件では共謀というところ、これについては法律的には難しい概念でもあるのですが、きちんと裁判官が皆様方に分かりやすく説明したか、その点について7番さんいかがでしたか。

7 番

きちんと黒板を使われて説明してくださいました。皆さん納得されて、なおかつその中でも専門的な用語については、質問をする間も与えてくださったので、良か

ったです。

司会者

では、次の質問に進みます。先ほど大分話題になっていましたが、被告人に有罪であればどういう刑を科すかということを決めなければいけません。その際にやはり量刑の大まかな傾向を皆様方に知っていただきまして、それを踏まえた上で、被告人にどういう刑を科すかということを決めていくということを我々裁判官はやっております。その際に量刑グラフというものを皆様方にお示しして、それを踏まえた上で議論をしていくのが一般的かなと思っております。量刑グラフを裁判官から示されて、大体の傾向というのは理解できましたか。先ほどの話ですと、同様の事例があまりなかったという話もありましたが、1番さんはいかがですか。

1 番

グラフを見ながら、みんなで話し合って、裁判長も過去の事例の説明をされていきました。

司会者

大体の傾向とか説明がありましたか。

1 番

はい。

2 番

グラフがなければ本当に傾向が分からなかったもので、同じものはなかったですが、懲役何年が一番多いのかという棒グラフを見せてもらいました。

3 番

私も一緒です。同じものはないけれども、量刑グラフを見てイメージを持てました。グラフがないと全く分からないというところもあったかと思います。

司会者

6番さんの事件は、強盗もあれば、窃盗もあれば、さらに公務執行妨害もあって、なかなか量刑グラフを示してもどこまで分かりやすくお示しできるか不安な事件で

はあるのですが、この点はいかがですか。

6 番

メインが強盗致傷でしたので、そこを中心に量刑グラフを参照して、その部分では非常に役に立ちました。あとは、なぜ他の事件との均衡というか、他の事件の量刑と大体合わせなければいけないのかということについては裁判長からしっかりみんなが納得できるようにお話いただいたので、とても丁寧だったと思います。

司会者

法律的には併合罪というのですが、法律的な説明もきちんとされたということですね。

6 番

はい、していただきました。

司会者

7 番さんの事件はいかがですか。

7 番

量刑グラフに関しては、銃刀法違反を基準に共謀はどれだけ枠があるのかということについて説明を受けた記憶がありますので、理解できていました。

司会者

量刑グラフを皆様方にどういう形でお示しするかということは、裁判官も色々悩んでおりまして、しっかりと量刑の傾向というものを御理解いただくにはどうするかということを、場合によっては前もって、最近は検察官や弁護人とも議論を時々しているところであります。あと、評議につきましては、皆様方から、御指摘がございましたら承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

6 番

自分の事件は非常に複雑で、日程もぎりぎりまで使いました。途中で裁判所が検察官に釈明をして、それで予備的訴因の追加まである事件でしたが、期日をとっても焦ってやっているのかなという感じは受けました。慎重に色々そこちかも考えたい

なというのはあったのですが、裁判員を拘束する日程は事前に決まっているので、その中で最終的に結論を出さなければならないというところで個人的にはもやっとしたところがありました。

司会者

評議日程が4日間、予備日を入れて5日間評議をされたということですか。

6 番

はい。

司会者

その間にもう1回法廷を開いて、裁判長が釈明したのですか。

6 番

そうです。具体的には一部無罪になった部分についてなのですが、第三者の犯行の可能性があって、窃盗で起訴されていたのですが、盗品等罪の部分で、譲り受けとか保管とかの可能性があるので釈明がありました。

司会者

かなり珍しいパターンかもしれません。

それでは、次に選任手続について皆様方の御意見を伺いたと思います。実は今裁判所では気になっていることがございまして、裁判員裁判が始まった当初、今から9年前に比べて最近は辞退される方が増えています。また出頭される方も少しずつ減っているという状況がありまして、国民の意見をできるだけ裁判に反映させるという制度趣旨からいたしますと、より多くの方にお越しいただければと思っていますところでは。最近辞退される方が少し増えている、あるいは欠席される方が増えているのは一体何が原因なのかを解明していかなければならないというところがあります。一番気になるのが特にお仕事の関係がネックになっているのではないかと思います。個別に裁判員の方に質問しましたら、仕事がなければ是非とも参加したいのですが、とおっしゃる方がいらっしゃいます。仕事の関係が大きいという感じがするのですが、今回日程的には6番さんと7番さんの事件が非常に長いです。

お仕事の関係で、これだけ長いと仕事の関係で苦勞したとかありましたか。6番さん、いかがでしたか。

6番

自分は大学院生だったので、授業の関係では事実上不利益はありました。

司会者

もし仮にお仕事を持っていたらとすれば、これだけ長い日程だと参加するのは感覚的に難しかったですか。仕事内容にもよるかもしれませんが。

6番

確かに、仕事の内容にもよると思いますが、自分の代わりに仕事をしてくれる人はいないわけで、そうするとどうしても周りに迷惑がかかるとか、あとは他の方でどうしてもここでもらう日当よりも普通に仕事してもらっているお金の方が高いので、その損失が大きいということをおっしゃっていた方もいました。

司会者

確かにそういう意見も時々あります。7番さんもこれだけ長い日程ですから、辞退しようとか、思われたことはありますか。

7番

特になかったです。エントリーされたことによって会社に報告を上げて、それで人事部を介して行ってきたさいという判断が出ましたので、分かりました、行ってきますという形です。

司会者

1番さんから3番さんは日程的には4日間から5日間ぐらいとなっておりますが、もし仮にもっと日程が長かった場合に、お仕事の関係でこれでは参加できないとかございましたか。

1番

私はパートなので、比較的大丈夫でした。

2番

5日間だったので、今回は参加しましたが、14日間だったら多分難しくて、もしやるとしたら週に3日ずつ4週間に分けてやっていただければ、まだ可能性としてはありますが、さすがにずっと連続であれば難しいです。5日の場合も3日と2日に分けられて、比較的行けそうな間隔でしたが、これが1週間ずっとであれば、1週間勤務しないわけにはいかないのです、辞退させていただいたと思います。

司会者

月曜日から金曜日まで目いっぱいだと、きついということですか。

2番

はい。

司会者

週3回だと4週間とか5週間、それもきついですか。

2番

ずっと連続は多分無理です。週3とか週2とかであれば可能かもしれないです。

司会者

3番さん、いかがですか。

3番

私はサラリーマンですが、辞退例として経営に関わるような会議を主宰するとかなどの事例が書いてあって、一般のサラリーマンが断れる理由が分かりませんでした。出張を理由に断れるのだったらもしかしたら断っていたかなといったぐらいです。私共の会社も裁判員休暇はあるので、先ほどの方みたいに14日間という日程を人事部に相談したらどういふ返事が来るのかというのは分かりませんが、今回は4日間、5日間だったので、経験として行ってこいということでした。

司会者

3番さんの事件も木曜日、金曜日、あとは月曜日、少し間が空いていますか。

3番

はい。

司会者

これくらいであれば大丈夫ですか。

3 番

はい。

司会者

お仕事の関係もありますが、それ以外の理由で辞退をお考えになられた方はいらっしゃいますか。最終的には辞退されずにお越しいただいたわけですが、例えば子供の保育園の送り迎えとか、様々な事情があるかもしれないですが、何か仕事以外の理由で辞退を考えた方はいらっしゃいませんか。

1 番

子供が小学生で、帰るのが5時を過ぎてしまうと困るということがあったのですが、夏休み期間中だったので、両方の実家に頼んで、前日からお泊まりさせたりして調整しました。

司会者

確かに大変ですね。もし仮にこれが夏休み期間中でないと厳しかったですか。

1 番

夫の実家の家族が下の階に住んでいるので、予定を空けておいてもらいました。選任手続のときに先に日程が分かったので、選ばれるかどうかは分からないけれど、ということで日程を空けておいてもらいました。

司会者

小さいお子さんがいらっしゃる方や、あるいは高齢の御両親とかがいらっしゃって、付添いが必要とか、色々な事情がある方は結構いらっしゃいます。できるだけそういう方にもお越しいただけるような体制を作らなければいけないと思っていますところですが、なかなか難しい点もあるかもしれません。それで、先ほど申し上げましたように、最近裁判員を辞退される方が増えつつあって、更に裁判所の選任手続に出席されない方の数も増えている印象があります。この点を解決するいいアイデア

がもしありましたら、すぐ実現できるかどうかは別といたしまして、教えていただければと思うのですが、いかがですか。

2 番

日程を5日間のパターン、14日間のパターン、時間も、多分主婦の方だと夕方までがいいという話になると思いますし、また社会人であれば夜までみっちり1日で終わらせられるものだったら終わらせたいというのが正直なところで、人によって事情がそれぞれなので、幾つか事件を選択できるようであれば、また変わるのではないかと感じました。

司会者

確かに、人によっては朝から詰めて行い、1日でも早く終わらせてほしいという方もいらっしゃるですね。他方、多少ゆとりを持ってもいいから、日程的には少し長くても1日の時間にゆとりを持ってほしい、そのような二つのニーズが結構あります。どちらにも対応できるような形が良いということですね。あと他に思いついたアイデアがありましたらお願いします。

1 番

裁判員裁判に参加したいと興味を持っている方が結構周りにいるので、それをどうにか参加の方向に持っていけたらいいと思います。

司会者

おっしゃるとおり、裁判員裁判に候補者としてお越しいただいた方で結果的に外れて残念がる方もいらっしゃるので、申し訳ないという気持ちもありますが、参加したい方に参加をもっとしていただける機会があればというところですよ。そうすれば確かに出頭率もどんどん上がりますね。

3 番

私も登録制みたいなものにしたらどうかと思います。自分の会社で私が初めての事例だったので、色々なところで話をする機会がありまして、どうしたら選ばれるのかと言う人はたくさんいるので、選任手続まで来て外れた方とかで、登録制にす

ればもっとやりたい人ができるし、年齢とか性別も振り分けができれば良いと思います。

司会者

裁判員裁判が始まった当初は、やりたい方、やりたくない方と振り分けずに国民の意見をできるだけ吸い上げるという観点から、基本的に辞退理由がない方に関してはお願いするというスタンスでやっているところではございますが、ただやはりこれからまた色々検討をする必要があるかもしれません。

6 番

最初に裁判員候補者に選ばれましたとか、あとは具体的に選任手続に来てくださいという書類が来たときに、どんな内容のものが入っていたのか記憶が定かではないですが、実際に裁判員をした人が、匿名でも、こういう良いところがあった、こういう悪いところがあったというような経験談みたいなものが載っていると、実際選ばれた人は自分の中で多分色々考えながら判断をすると思うので、一つの助けになると思いました。

司会者

では、裁判員を経験してストレスを感じてつらいと思ったことはあるか、あるいは逆にメリットや物の見方が変わったなどについて御意見をお願いします。

1 番

裁判員をしてストレスを感じたかですが、周りの協力によってストレスは感じなかったです。裁判員を経験して物の見方というのは特に変わってはいないですが、普段経験できないことが経験できて良かったと思います。知識とか全然なくて大丈夫なのかと思いましたが、何とかやれたので、どなたでもできると思います。

司会者

2 番さん、お願いします。

2 番

ニュースなどで事件とその結果だけは聞いていて、他人事に聞いていましたが、

今回参加をさせていただいて、どんな事件でもこれだけ全く関係のない方々の時間と労力をかけて一つ一つ懲役何年とか、結果に持っていくことに対して、とても罪の重さというか、実感させていただいたので、今後自分に子供ができたときにこの経験を踏まえて教育に当たっていきたいと思います。裁判員を経験される方へのメッセージは、多分プラス・マイナスでいうと当たった嬉しさと、仕事があることとで多分葛藤される方が多いと思うのですが、裁判員に選ばれることはなかなかないと思いますので、裁判員に選ばれて、終わったら多分ああ、良かったなと思われる方がほとんどなのではないかと思います。私も全く無知ではありましたが、とてもためになって、また色々な方の御意見とか、考え方に触れて自分の視野が広がったので、是非前向きに捉えて来ていただきたいと思います。

司会者

では、3番さん、お願いします。

3番

ストレスではないですが、今でも被告人は多分刑務所に入っていると思うと、私が人を裁くことに関わって良かったのかと思うところがありますし、彼が早く更生して社会に出てきてくれたらいいなと思うことはあります。裁判員を経験してというところだと、被告人が私の息子ぐらいの年齢で、きっかけが遊ぶお金が欲しいみたいなのところがあって、とても安直なところからスタートしていたので、うちの息子には何かあったら連絡してきなさいよみたいな、自分の家庭を見直すきっかけにもなったと思っています。これから経験される方には、色々な方のお話が聞けますし、裁判的な言葉とか意味合いとかも教えていただきましたし、そういう意味では責任は重いのかも分かりませんが、進んで参加してもらったらそれぞれまた次の経験ができるのではないかと思います。

司会者

6番さん、お願いします。

6番

自分は、ストレスに関しては、今おっしゃられたように、目の前の被告人の有罪が決まるとき、評議の中で結論が出たときに、人の一生がそれで決まってしまうという点でとても責任が重いなど、正直思いました。その分ストレスに感じる方もいらっしゃるかもしれないです。あとは、物の見方が変わったかという点に関しては、裁判員がみんなで空き時間に隣で裁判をやっているから見に行こうと傍聴に行ったりして、私も含め他の方々も裁判に対してとても関心を持つようになりました。そのため、具体的な事件に対して裁判所が真摯に細かいところまですり合わせて結論を出している点も見ることができましたし、裁判所が身近に感じて、裁判所に対する関心がとても高まると思うので、是非参加していただきたいと思います。

司会者

7 番さん、お願いします。

7 番

ストレスに関しては全く感じませんでした。資料を持ち帰ることができないので、この場に入ったら裁判員として務め、この場から離れるときは一市民として動こうと思っていましたので、切替えが自分自身うまくできていたように思いますし、家族も何も聞かずにいてくれたのかなと思っています。あと、物の見方ですが、裁判員として法廷の席に座ったときに様々な方が傍聴に来ているというのが改めて分かりました。良い体験をさせていただいたと思います。どうやって辞退されずに裁判員を務めてもらうかということについては、よく議会でも子供たちを座らせますよね、そういうことをもっとアピールしてみて、地裁でもこういうことをやっている、最高裁はこういうことをやっているんだよということを学校の生徒に教えれば、色々な人たちに告知できると思うので、良いきっかけになると思います。

司会者

今回お越しいただいております、検察官、弁護士、それから報道関係者の方から裁判員経験者の皆様方に御質問がありますか。まず最初に、検察官と弁護士から御質問をお願いします。

北嶋検察官

検察官の北嶋です。今日は貴重な御意見をお聞かせいただきまして本当にありがとうございます。検察官の活動という観点で幾つか聞かせていただければと思うのですが、先ほど司会者の裁判官からのお話でもありましたとおり、審理の冒頭のところで冒頭陳述という形で時系列ごとに事件の概要を御説明させていただいて、そのときに検察官がペーパーをお出ししています。それを書類の証拠の説明ですとか、証人尋問とか、被告人質問、そういう場面で見返していただくような機会があったのかどうかをお聞かせいただきたいのと、あと審理の最後のところで論告ということでポイントについて主張するわけですが、そのときにお渡しするペーパーもその後の評議とかで使う機会があったかどうかをお聞きしたいと思っております。情報量が多いとか少ないとか、そういう何か問題点に気付いた点がありましたらその点もお聞かせいただければと思います。順番にお願いします。

1 番

私は、配られた書類を見ながら裁判に臨んでいました。

2 番

いただいた資料をもう一度きちんと見せていただいて、頭の中で整理をしておりましたので、非常に活用させていただきました。

北嶋検察官

情報量が多いとか少ないとか、もっとまとめてあった方が見やすいとか、そういう感想はありますか。簡単な箇条書きの形で時系列で順番に書いたものを最初の冒頭陳述でお配りしていることが多くて、最後の論告では時系列を争点になった部分のポイントについて検察官の主張をまとめているというような体裁で書いていますが。

2 番

論告の方はポイントについて、分かりやすいという記憶がありましたが、一番最初の説明のところは全部が初めてだったので、文章が多いという印象があつて、も

う少し箇条書きであるともっと頭に入りやすかったなという印象を持っています。
でも、分かりやすかったです。

3 番

書類も説明もとても分かりやすかったと思います。ただ、どの場面だったのか分かりませんが、被害者と被告人の関係が友達同士というところがあって、被告人が被害者のところへ窃盗に入って火をつけて、被害者が厳しく罰してほしいと主張されたのですが、その辺りが私には分かりづらかったです。仲が良かったから、余計憎くなったということもあるし、しかし事実は事実としてみたいな、その区別が分かりづらかったです。

6 番

自分の事件は、最初に配られたペーパーが枠にはめられた形で、何月何日何時にここでこんな証拠が発見された、その次は何月何日ここで被告人が防犯カメラ映像に映っていたと、とても時系列が分かりやすく、しかもカラーでできていますし、強調すべきところは色を3色、4色ぐらい使っていたと思うのですが、それで強調したいところも分かりましたし、とても整理ができたので、最初の期日のときから、公判廷の中でもそうですし、自分は評議の中でも主にそれに書き込みをしながら、ここでこんな印象を持ったとか、自分の中でのメインのペーパーとして使わせていただいていた。こう直したら良いのではないかというところはないぐらい本当に良くできていたと思います。

7 番

私は、冒頭で一番初めに配られたものについて、すごい量を説明された記憶があります。論告のときにもう1回見直して問題のところを指摘されていて、私も1冊のファイルに付箋をいっぱいつけて、これは誰が言ったものなのかとか、付箋でカラー分けをして、これは検察官が言った内容だとか分けさせていただいて、一つ一つを整理しながら進めていました。ただ、検察官がすごい勢いで話をされるので、私たちは日頃対話をしながら仕事をしているので、人の話をじっと聞くことが最初は

馴れなかったです。でも分かりやすかったです。

司会者

岩本弁護士お願いします。

岩本弁護士

弁護士の岩本といいます。私からは弁護人の活動の全般、何でもいいので、苦言を呈していただきたいと思います。ここが良くなかったと、あるいはもう少し何とかならないのか、など何でもいいです。私たち弁護士というのは各人の活動に任されているので、検察官と違って組織的にレベルアップしていかないで、こういう機会に是非意見を言ってもらって、私たちがきちんと共有して、お互い勉強していきたいと思っています。

1 番

客観的に裁判で弁護人の方の気持ちというか、被告人の弁護がちょっとと思うことはありました。こういう罪をしました、という箇条書きのプリントはもらいましたが、そこには若いゆえにと書いてありましたが、若いからってそれは認められないと思うので、年齢的にも仕方がない部分はあるけれども、やったことに対して弁護人も被告人も甘さが見えるというか、弁護したいのはわかるけれどもどうかなという感じはしました。

2 番

マイナスという印象は正直ないです。ただ、強いて言うならば、私は人の話をずっと聞いているのが苦手なタイプでして、紙はありましたが、ずっと話をされてしまうと整理が追いつかないので、例えば大事なところは少し間を置くとか、ここは弁護人として記憶に残してほしいということであれば二度繰り返してみるとか、あまり聞くのが苦手な方だったりとか、聞く仕事じゃない人だと整理がされず、もう 1 回部屋に戻って情報を見るということになりかねないので、大事なところがあれば、蛍光ペンとかラインマークしてくださったとは思いますが、もう少しゆっくり話すとかしていただきたかったです。検察官の方が、お上手だったという記憶があり

ます。検察官は何か準備しているのでしょうか。

岩本弁護士

検察官はリハーサルをしていると聞いています。弁護人はそれぞれなので、もちろん前もってリハーサル的なことを事務所でやっている人もいるかもしれませんが、そうとは限らないので、もしかしたら差が生まれるのかもしれないです。

3 番

私は、この会の最初に弁護人のパフォーマンスが嫌だったと言ってしまいました。

岩本弁護士

要するに何がいけないんでしょうね。前に出てきて被告人は無罪です、とかやることを確かに推奨する本であったり、我々の研修もあったりします。一方で、ただそれは果たして本当に裁判員にどんなイメージを持たれているんだろうかと疑問の声を聞くこともあって、同じような御指摘は他の意見交換会でも出たことがあると思います。人それぞれだと思うのですが、3 番さんはどういうところがやめた方が良いと思われますか。

3 番

感じ方ですから。

岩本弁護士

もしかしたら騙されそうなイメージがあるのでしょうか。漫画のように話をしてしまいますが、もしかしたら弁護人というのは犯罪者の味方をして、裁判員を丸め込んで、本当は懲役10年のものを5年にしようとしているという、イメージ的なものが影響しているのかもしれないですね。

3 番

驚いたんです。こんな風に裁判をするのかと思ったのと、言っていることは大したこと言っていないのにパフォーマンスだけ大きくて。

岩本弁護士

中身が問題だと思うんです。中身がなるほどと思えるものだったら、きっとある

程度パフォーマンスがあっても納得できると思うのです。中身に説得力がないと意味がないですね。

3 番

私の他にもああいう感じですかと言っていた方もいたので、同じところで驚いたのだと思います。あとは、事件の細かいことになりますが、被告人と被害者の関係で、被告人も結構かわいそうなところがあると私は感じ取ったのですが、そこをもう少し弁護人側は彼の家庭環境だとか、若かりしゆえというところだけで主張されたように思うのですが、何故そういうことに至ったのか、住居侵入にしても被害者が自分の家は鍵がなくとも上から入れるんだということを被告人に教えていたりとか、そのとおりにやっているわけです。その辺りを突かれたら、もっと私的にはああ、そうかと思えたのかなというのを感じて、その点について質問をしたのですが、先ほど言ったように質問と答えが違ったので、それ以上私も突っ込めなかったところがありました。

6 番

先ほども申し上げましたが、資料の作成能力というか、完成度の点で大幅に弁護人と検察官で違いがあると思ひまして、私の事件では検察官の資料が3色、4色使って、強調されているところは文字が大きくなったり太字になったり、時系列も整理されていて分かりやすかったのですが、弁護人から出されたのは2色刷りぐらいで、本当に文字だけで、大きく被告人はやっていないとか、中身はもちろん書いてありましたが、結局自分の中で整理するのに役立つ色々細かい知識や、時系列での整理がされていなかったのもので、弁護人の主張をしっかりと考える時間が少なくなってしまったのかなと思います。それと、法壇にいと色々見えるのですが、弁護人の座る姿勢とか、そういうのは結論にはもちろん影響ないと思いますが、ふんぞり返って座っていたりとか、本当に細かいところまで見えました。あと、自分の場合は被告人が外国人だったということで、弁護人との意思疎通があまりうまくいっていなかったらしく、公判前整理手続も1年半とかとても長い期間やっていたということです

が、裁判所が公判で用意した通訳の方はとても早く正確に通訳をして分かりやすかったのですが、一人の弁護人が中国語ができるということでしたが、公判期日の中で被告人と話をしてもあまり意思疎通がうまくいっていなかったようで、結局最後は通訳の方をお願いして意思疎通をしているような状況だったので、そういった通訳手配なんかも、国選とかでできるのかどうか分からないですが、そういったところも大きく影響するのかなと思いました。

岩本弁護士

通訳に関しては、多分接見など、そういう場面ではたくさん通訳の方もいらっしゃるんで、弁護人は恐らく通訳を介して、公判中もですが、接見、面会に行って通訳を介して意思疎通をしていると思いますが、法廷で弁護人のために通訳を専従するという人を置くことはまずありません。ただ、確かに長期の否認事件ですと、法廷の中で弁護人と被告人が外国語で意思疎通するという必要性がある場合もあるかもしれないですね。

7 番

私は、弁護人が手続の冒頭で、これは一被告人のされた一人だけの判決を求めています、というようなことを話されたので、これは共謀ではないことを主張していると捉えました。どういうふうに最後きちんとしたのが見えてくるんだろうなということで、弁護人の姿勢を一つ一つ見るようになってしまいました。検察官3名はきちんと座られて一つ一つ資料を見ている感じでしたが、弁護人の3名の方々は時々時計をいじったり、何か落ちつきがないように感じました。多人数が自分たちの前に座っていたので、威圧感はありませんでしたが、弁護人のそういった一つ一つの姿勢が私たち裁判員の目からしてみたらどう弁護をする姿勢を示したいのか分かりにくかったように思います。検察官の3名はいつも一緒でしたが、弁護人の方々が途中で交代したので、パワーポイントを使える人とそうでない人がいたらしく、自分は使えないのだけれどという感じで進めている場面も見ました。

岩本弁護士

弁護人も見られている、検察官もでしょうけど、非常に確かに大事なことだと思うんです。直接は結果に影響しなくてもやはり法廷活動全般の信頼度には影響はあると思うので、気を付けなければいけないと思いました。端に座られた方は、検察官、弁護人がとてもよく見えるのでしょうかね。気を付けます。被告人には気を付けるようにいつも言っているのですが、自分も見られているんですね。

司会者

では、今日御出席の報道関係者の方から御質問がありましたらお願いします。

テレビ埼玉記者

3番さんに伺います。会社では、裁判員裁判に参加するための休暇があるということですが、会社の的にも理解があったりとか、3番さん以外の方でも後に続いて経験をされている方というのはいらっしゃるでしょうか。

3番

今日来るに当たって人事に確認したところ、どの段階の通知か分らないですが、通知が来たと人事に相談があったとのことですが、裁判員を経験した人はまだいないようです。

テレビ埼玉記者

会社で現時点で休める期間、日数とかという具体的な数字は決まっていますか。

3番

分かりません。

テレビ埼玉記者

会社では、裁判員裁判がありますよ、ということはあまり知らされてはいない感じですか。

3番

私が裁判員になったから、裁判員休暇制度ができたわけではなくて、裁判員休暇制度というのが元々あって、それを私が初めて使ったということです。そのため、最初1日休みます、それで裁判員に選ばれたら次は4日休みます、と出しておいて、裁

判所へ来て、また明日からこの期間休みます、ともう1回出して、といったやりとりをしている程度です。

朝日新聞記者

裁判員の皆様で対象の方がいらっしゃればですが、被害者参加制度を使って、被害者若しくはその弁護人の方若しくは関係者の方が参加されていた裁判を担当された方はいらっしゃいますか。

司会者

被害者参加、例えば検察官の隣に被害者側の弁護人が座るというのもありますし、場合によっては被害者御本人が座るということもあります。そういった事件はありましたか。被害者参加ということで、場合によっては被害者本人が法廷で被告人に質問したりすることがあるのですが、そういう事件はなかったですか。

朝日新聞記者

なければその点は結構です。他にもう1点、先ほど恐らく6番さんの話だったと思いますが、DNA型鑑定について非常に専門的で分かりづらかったという話があったかと思いますが、結構私も裁判を見ているとDNA型鑑定とか、あと精神鑑定とか、裁判の中で大きな争点となっている場合が非常に多いと思うのですが、そういう専門的な知識、法廷の中では分からなかったけれども、その後に何か裁判官からフォローがあるとか、どういうふうにそこは頭の中を整理されるものですか。

6番

1年前の記憶なので、正確かどうか分からないというところを前提にお話しますが、そのとき初めてDNA鑑定がどのように行われているかというのを証拠調べで初めて聞いたので、当然その場では理解できません。その後、評議の中でも裁判官からフォローというものはなかったと思います。その場で初めて聞いた知識を咀嚼して、その場で判断をするという状況でした。そこが争点になっていて、専門家がそういう結果を出して証明しているというものは、それを信頼するしかないと自分では判断をしていました。

司会者

それでは、本日は皆様方、本当にありがとうございました。様々な意見、はっと目を見張る意見が多かったと思っております。今回皆様方の御意見を十分参考にさせていただきまして、より良い裁判員裁判制度を作っていこうと思っておりますので、またどうぞよろしく願いいたします。